

# 会員研修規程

## 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会(以下「協会」という)定款第1章第4条(2)項に基づき、正会員のスキー技術向上、技術指導法の研修及び一般教養を高め、質の向上を図るためにこれを定める。

## 2. 実 施

協会の主催で教育部または教育部管理の下に支部が実施する。

## 3. 資格更新

正会員は次の各項の要件を満たし、有効期間4年(協会会計年度4期)の満了する年度に資格を更新する。

(1) 会員研修会に参加し、有効期間4年(協会会計年度4期)以内に8単位以上を取得する。

イ. 公認スキー学校内の指導・技術研修での単位取得は、1期2単位までとする。

(研修は別に定める実施要項に則り実施する)

ロ. 原則として1単位=2時間とする。

(2) 下記に定める救急法講習会のいずれかを受講し修了する。

ただし、それぞれの有効期間内に更新しなければならない。

イ. 消防署 普通救命講習または上級救命講習または応急手当普及員。

ロ. 日本赤十字社 救急法基礎講習または救急法救急員養成講習。

ハ. 上記イ、ロの講習会と同等の内容を有する講習(教育部が認めたもの)。

ニ. 医師、看護師等の医療資格保持者は、受講したことと見做す。

(3) 維持会員から活動会員になろうとする者は、前3(1)、(2)項を修了する。

(4) 上記を満たさない者は維持会員となる。

## 4. 講 師

教育部長が委嘱する講師またはイグザミネーター。

## 5. 見 做 し

(1) 教育部で認めた内容(検定、講演、講義、レポート、支部主催行事等)を会員研修会とすることができる。

(2) ステージⅡ検定での新規入会者は公認校に所属し、且つ、前3(2)項を修了することで次回更新時まで活動会員と見做す。

(3) 推薦入会者は速やかに前3(1)、(2)項を修了しなければならない。

(4) 会友から正会員に復帰する者は速やかに前3(1)、(2)項を修了しなければならない。

## 6. 更新免除

ステージⅢ以上で70歳以上の正会員は資格更新のための研修会参加義務を免除する。ただし、正会員歴10年以上の者とする。

## 7. 報 告

(1) 主催者は会員研修会の結果を教育部長に報告する。

(2) 教育部長は会員研修会の結果を理事会に報告する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成24年10月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。

- 附則 この規程は、一部改訂し平成 28 年 7 月 21 日から施行する。
- 附則 この規程は、一部改訂し平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 附則 この規程は、一部改訂し令和 4 年 6 月 15 日から施行する。
- 附則 この規程は、一部改訂し令和 4 年 7 月 21 日から施行する。